

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	上士幌町

上士幌町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 上士幌町農林課林産担当
所 在 地 河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 238 番地
電 話 番 号 01564-2-4293 (直通)
F A X 番 号 01564-2-4637
メールアドレス nourinka@town.kamishihoro.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ・ノウサギ・ハシブトカラス及びハシボソカラス（以下、カラスと標記。）・ドバト・キジバト
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	上士幌町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目等	被害数値	
		被害額（千円）	被害面積（ha、頭）
エゾシカ	てん菜	1,357	1.93
	馬鈴しょ	6,863	2.95
	小麦	282	1.66
	大豆	704	2.44
	スイートコーン	512	0.40
	デントコーン	810	1.57
	計	10,528	10.95
ヒグマ	てん菜	14	0.02
	デントコーン	5	0.01
	計	19	0.03
キツネ	仔牛	3,030	30頭
	計	3,030	30頭
タヌキ	営農施設等	ふん害のため数値無し	
	計	0	0.00

アライグマ	不明	数値不明	
	計	0	0.00
ノウサギ	馬鈴しょ	489	0.21
	豆類	55	0.19
	計	544	0.40
カラス	デントコーン	413	0.80
	仔牛	11, 110	110頭
	計	11, 523	0.80 110頭
ドバト キジバト	営農施設等	ふん害のため数値無し	
	計	0	0.00
合計		25, 644	12.18 140頭

(2) 被害の傾向

エゾシカ	降雪期を除き通年で被害があり、特に河川・林地沿いのほ場や山麓近辺のほ場における食害が顕著である。 被害品目も多岐にわたり、本町の被害の過半を占める。
ヒグマ	近年、町内の広域にて年間を通して目撃情報が増加している。夏から秋にかけて、山間部のほ場付近では、てん菜やコーン類、時には小麦にも食害がみられる。
キツネ	通年で被害があり、主に仔牛を中心とした家畜への咬害が多い。
タヌキ	通年で牛舎への侵入による家畜飼料の食害、施設内へのふん害などが発生している。
アライグマ	被害報告はないが、近隣市町村で多数捕獲されている。 町内においても平成30年度に箱罠で4頭捕獲したのち、令和元年度に8頭捕獲、令和2年度に38頭捕獲と年々捕獲数が増加している。

ノウサギ	近年、被害が増加しており、主に居辺地域のは場で食害が多い。
カラス	通年で被害があり、特に仔牛を中心とした家畜への咬害が多い。
ドバト キジバト	実質的な食害は少ないものの、牛舎や農機具庫等の営農施設群で営巣するため、ふん害が発生している。

※ なお、被害報告以外にも潜在的な被害が発生していると予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2年度)			目標値 (令和6年度)			備考 (軽減率)
	被害額	被害面積等		被害額	被害面積等		
エゾシカ	10,528千円	10.95ha		8,422千円	8.76ha		20%減
ヒグマ	19千円	0.03ha		9千円	0.01ha		50%減
キツネ	3,030千円	0.00ha	30頭	2,424千円	0.00ha	24頭	20%減
タヌキ	0千円	0.00ha		0千円	0.00ha		現状維持
アライグマ	0千円	0.00ha		0千円	0.00ha		現状維持
ノウサギ	544千円	0.40ha		272千円	0.20ha		50%減
カラス	11,523千円	0.80ha	110頭	8,066千円	0.56ha	77頭	30%減
ドバト キジバト	0千円	0.00ha		0千円	0.00ha		現状維持
計	25,644千円	12.18ha	140頭	19,193千円	9.53ha	101頭	25%減 (被害額)

※被害面積等については、被害面積 (ha) 及び牛の被害頭数を記載する。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	[共通] 出動経費：2,500円(4h以内)	

	<p> 出動経費：3,500円(4h超) 車両借上料：3,000円(4h以内) 車両借上料：6,000円(4h超) スノーモービル借上料：4,000円(4h以内) スノーモービル借上料：8,000円(4h超) </p> <p>〔エゾシカ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：6,600円/頭 ・被害発生都度、猟友会に駆除を要請。 ・上士幌町鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲の実施。 ・くくり罠の設置による捕獲。 ・センサーカメラによる生息状況等の調査把握。 <p>〔ヒグマ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：20,000円/頭 ・出没情報に基づき猟友会員によるパトロールを実施。 ・危険性や出没頻度により、道より捕獲許可を受け、熊用箱罠を設置し捕獲。 <p>〔キツネ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：3,500円/頭 ・被害発生都度、猟友会に駆除を要請。 ・上士幌町鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲の実施。 ・箱罠の設置による捕獲。 <p>〔アライグマ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：3,000円/頭 ・箱罠の設置による捕獲。 <p>〔ノウサギ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：3,000円/頭 ・被害発生都度、猟友会に駆除を 	<ul style="list-style-type: none"> ・鷹の巣農林(町内処理加工施設)を有効活用した、ジビエ利用拡大を推進する必要がある。 ・行動パターン及び移動動線が変化してきていることから、捕獲活動が以前より困難になってきているため、センサーカメラによる動線把握が必要である。 ・猟友会への要請は常に緊急出動となるうえ、少人数での対応は危険を伴うため、人材確保に関して体制の強化が必要となっている。 ・町内全域に生息していることから、広範囲での捕獲活動及び箱罠の設置が必要である。 ・廃屋や営農施設にて営巣する場合があるため、施設の適切な管理が必要である。 ・箱罠による捕獲数が年々増加している。近隣市町村も同様の状況が見られるため、捕獲の適期とされる春期の捕獲を推進する必要がある。 ・一定地域での被害が増加しているため、局所的な対応が必要であ
--	---	--

	<p>要請。</p> <p>〔カラス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：1,200円/羽 ・被害発生の都度、猟友会に駆除を要請。 ・カラス用箱罠の設置による捕獲。 <p>〔ドバト・キジバト〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：600円/羽 ・被害発生の都度、猟友会に駆除を要請。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体毎の学習能力が高く、捕獲活動が成果につながらない。 ・農業用施設への侵入被害の報告が増加している。 ・食害による被害報告はないが、営農施設周辺でのふん害により、衛生面での問題が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	<p>〔エゾシカ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くくり罠との一体的計画により、延べ35,000mの電気柵を被害が頻発しているほ場に設置（事業実施主体は上士幌町農業協同組合）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵本体の適切な管理及び下草刈り等の周辺環境管理の徹底が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

従来講じてきた被害防止対策を継続するとともに、より効率的な被害防止の実践のため、上士幌町鳥獣被害防止対策協議会において有害捕獲を中心とした事業を推進する。また、上士幌町鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を実施する。さらに、捕獲従事者の高齢化により担い手が減少している状況であるため、新たな従事者の参入に努めるとともに、ベテラン従事者の技術や知識の継承に取り組む。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

〔上士幌町鳥獣被害防止対策協議会〕
本計画に基づき有害鳥獣対策に関する業務を実施し、鳥獣被害防止総合対策事業等の活用により農業被害の軽減を図る。
〔上士幌町鳥獣被害対策実施隊〕

本計画に基づき協議会が実施する事業を遂行し、有害捕獲に努める。
 〔北海道猟友会上士幌支部への出動・駆除要請〕
 北海道猟友会上士幌支部に対し活動補助金を継続して助成し、有害鳥獣の駆除・パトロール等の要請を行う。
 〔捕獲奨励金等の交付〕
 町の要請に対し出動した猟友会員に対し、駆除を実施した際の捕獲報償及び出動経費を交付する（※上士幌町農業協同組合と同額助成）。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	エゾシカ ヒグマ キツネ タヌキ アライグマ ノウサギ カラス ドバト キジバト	〔全体〕 ・猟銃所持及び狩猟資格の取得を促し、有害鳥獣捕獲体制の強化を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
本町北部に大雪山国立公園の広大な森林が存在し、エゾシカ・ヒグマ等対象鳥獣の生息状況の把握が困難であるため、本町においては国立公園に接している有害捕獲地域で重点的に駆除を実施し、森林地帯からの個体侵入を防ぎ、未然に被害を防止する。（通年） 捕獲計画数については、過去の実績を勘案するとともに今後の取組の効果を想定して設定するものとする。ヒグマにあつては出没前の防除対策を基本とし、出没数に応じて捕獲対応するものとする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	530頭	530頭	530頭
ヒグマ	20頭	20頭	20頭
キツネ	250頭	250頭	250頭
タヌキ	必要に応じて捕獲する		
アライグマ	50頭	50頭	50頭
ノウサギ	50羽	50羽	50羽
カラス	650羽	650羽	650羽
ドバト・キジバト	650羽	650羽	650羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>〔共通事項〕 必要に応じて有害捕獲期間を設定し、町内全域において鳥獣被害対策実施隊員による捕獲活動を推進する。</p> <p>〔エゾシカ〕 猟銃及びくくり罠により捕獲を実施する。林地・河川・山麓付近のほ場にセンサーカメラを設置し侵入経路の特定に努める。</p> <p>〔ヒグマ〕 目撃報告に基づき箱罠の設置と捕獲活動を実施する。必要に応じてセンサーカメラを設置し、問題個体の動線の把握に努める。</p> <p>〔キツネ〕 猟銃及び箱罠により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔タヌキ〕 箱罠により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔アライグマ〕 箱罠により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔ノウサギ〕 猟銃により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔カラス〕 猟銃及び箱罠により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔ドバト・キジバト〕 猟銃により捕獲活動を実施する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカによる農業被害は甚大であり、ヒグマについても農村部への出没、目撃情報が増加している。両獣の捕獲にはライフル銃による捕獲が有効であり安全である。そのため、出没状況や被害状況に応じ、適切な時期や場所においてライフル銃による捕獲を実施するものとする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上士幌町全域	エゾシカ・タヌキ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ ヒグマ		移動式電気柵 (100m×3組)	

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	エゾシカ ヒグマ キツネ タヌキ アライグマ ノウサギ カラス ドバト	<p>猟期前及び有害捕獲期間前を目途に上士幌町鳥獣被害対策実施隊を対象とした技術向上・安全確保に資する講習会を実施する。</p> <p>各種鳥獣の誘因となるゴミの管理を徹底する。</p> <p>エゾシカ、ヒグマに関してはモンスターウルフを活用した追い払いを行う。</p>

	キジバト	
--	------	--

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

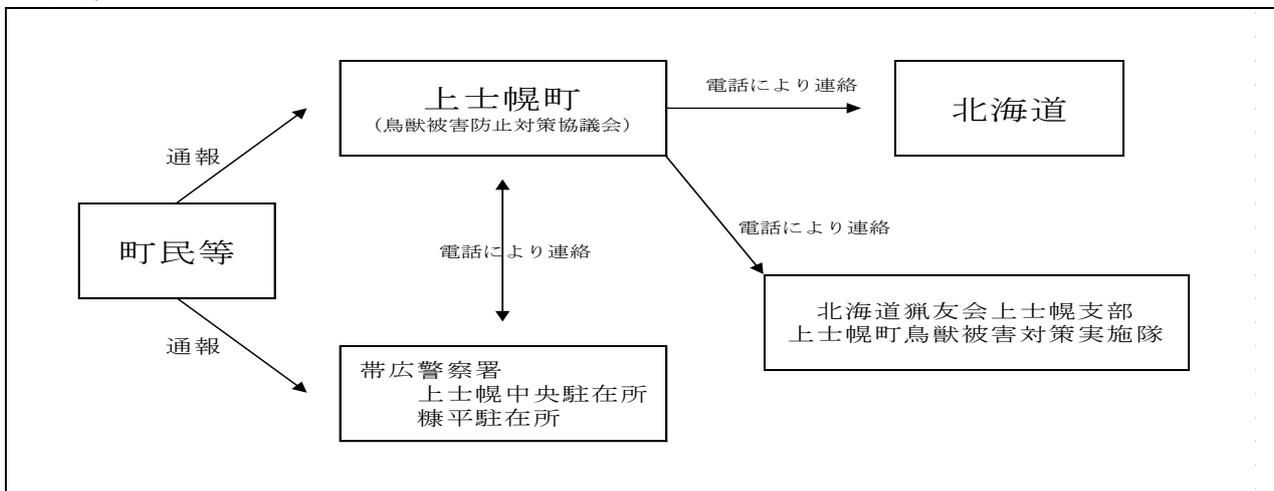
関係機関等の名称	役割
北海道	平常時から上士幌町と連絡を密にし、緊急時には情報の共有を図る。
帯広警察署 上士幌中央駐在所 糠平駐在所	平常時から上士幌町と連絡を密にし、緊急時には町民の生命、財産の保護に努める。
上士幌町	平常時から被害防止に努める。 緊急時には必要に応じて町民に対する周知を速やかに行い、被害の防止に努める。
鳥獣被害対策実施隊	平常時から被害防止のための有害鳥獣の駆除を実施する。
鳥獣被害防止対策協議会	平常時から上士幌町と連絡を密にし、緊急時には情報の共有を図る。
北海道猟友会上士幌支部	平常時から被害防止のための有害鳥獣の駆除を実施し、緊急時には直ちに現場に出向き駆除を実施する。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

各獣種ともに、原則持ち帰って適切に処理をすることとし、やむを得ない場合に限り、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理をする。
また、必要に応じて処理施設を整備する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカについては、可能な限りジビエ等の利活用をすることとし、皮及び角においても有効活用を推進する。
キツネについては、毛皮の有効活用を推進する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上士幌町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
上士幌町 (行政)	総括的な協議会の運営
上士幌町農業協同組合 (農林漁業団体)	被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没等の情報提供
北海道猟友会上士幌支部 (捕獲関係者)	捕獲活動等の被害防止実施
十勝農業改良普及センター北部支所 (普及指導機関)	被害防止対策への指導、助言等
鷹の巣農林 (ジビエ等利活用関係者)	駆除個体の有効活用を含む処理

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 24 年 9 月 5 日設置。

令和 3 年度 9 月時点で実施隊員 43 名、うち対象鳥獣捕獲員 41 名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村との情報共有により、広域的な被害防止対策の推進を図る。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材及び電気柵の有効活用を図るため、適正な維持管理を行う。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。